

貸与奨学金 返還誓約書作成方法

返還誓約書とは

借用金額と保証関係および今後の返還方法を確認する契約書

- ・ 返還誓約書の作成は、細かいルールがあります
- ・ 返還誓約書の手続きに不備がある場合は、奨学金の振り込みは止まります
最悪の場合、既に振り込まれている奨学金の返還を求められます
- ・ 不備がないように案内をよく確認して、手続きを完了しましょう



手続きの流れ

書類の受取

大学から学生に書類を配布します。

配布の連絡は、該当学生にメールでお知らせします。

返還誓約書の作成

奨学生のしおり等を確認して、作成してください。

必要書類の準備取得もしてください。

返還誓約書の提出

指定された期限までに不備なく提出してください。

奨学生のしおりを読む

【第一種・第二種採用者】



【授業料後払い制度採用者】
(大学院生で該当する者)



まずは、日本学生支援機構のホームページから
『奨学生のしおり』を必ずダウンロードしてください

貸与が始まってから終了するまでの手続きや留意事項などが記載されていますので、必ずお読みください
返還誓約書の作成方法も記載があります

ダウンロード先（日本学生支援機構HP）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/siori/index.html>



返還誓約書の提出期限

大学から配布された案内に記載された期限

※不備なく提出する期限

- 期限までに提出がなかった場合や不備があり期限までに解消されない場合は、奨学金の振込が「停止」になる可能性がある
- 最悪の場合は、「奨学金の返還」および「採用取消」なる

返還誓約書作成時のルール

① 黒か青のボールペンを使用して丁寧に記入すること

※フリクションや鉛筆は使用不可

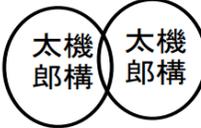


② 署名欄は、印字されている氏名の本人が各自署名すること

※他の人が代理で署名することは不可

③ 【人的保証】は、印鑑登録証明書と同じ印鑑で丁寧に押印すること



					
鮮明	薄い	重ね印	二重印	欠け印	滲み印
○	×	×	×	×	×

【授業料後払い制度の大学院生】返還誓約書の作成

- ①青枠の印字内容が正しいかを確認
- ②学生本人が署名欄に署名



学生本人

【提出用】

返 還 誓 約 書

(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

【授業料後払い制度】

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
 独立行政法人日本学生支援機構学貸貸金を下記のとおり借用いたします。
 または、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程、その他の諸規程によって
 定めた事項を遵守し、「奨学生のおしり」記載の取扱いにしたい旨返還することを誓約し
 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号について
 記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、右面の「授業料
 後払い同意条項」及び裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。
 私が借用した学貸貸金は、機関保証を利用する、授業料後払い制度による第一種
 （無利息）です。

令和XX年 4月 1日

借入金額

授業料支援金

（うち、生活費奨学金

上記金額には、機関保証制度の利用による保証料を含みます。
 ※機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。
 ※「借入金額」は、学校の登録した授業料相当額に基づく授業料支援金及び本人の選択した生活費奨学金の額で貸与終了（予定）
 月まで借用した場合の金額が表示されています。「借入金額」は貸与中の本人からの額出等により、増減する場合があります。

奨学生番号	3XX-06-XXXXXX	CD	7 001	採用種別	在学
在学学校	日本学生支援大学				
住所	〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1				
奨学生 本人 氏名 署名	電話番号 03-XXXX-1111	携帯電話番号 090-XXXX-6666	平成XX年 11月 11日生 性別 男		
住所	〒 158 - 8588 東京都目黒区駒場 4-5-29				
本人 以外 の 連絡先 氏名 署名	電話番号 03-XXXX-3333	携帯電話番号 090-XXXX-7777	昭和XX年 10月 1日生 性別 男		
続柄	父				

【注】・機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借入金額」として貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。

範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重要受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

貸与の条件（予定）

授業料支援金	貸与期間		返済回数	支援対象授業料		貸与総額	
	20XX年 4月～	20XX年 3月		貸与月額	貸与月額	貸与総額	貸与総額
				1,071,600 円	1,107,000 円	1,071,600 円	1,107,000 円
生活費奨学金			24 回	20,000 円	480,000 円	20,000 円	480,000 円

【注】貸与月額と貸与総額には、機関保証制度による保証料を含みます。

返還の条件（目安）

月賦返還	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終
毎月27日		180 回	8,820 円	8,820 円	1,587,000 円
総支払い額					

【注】・割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。
 ・返済方法は、所得連動返済方式になり、毎年の割賦金はその年のあなたの所得および子の人数に応じ決定されます。上記「返還」に記載の内容は「借入金額」繰上り金額から算出された割賦金であり、あなたの所得が把握できない場合に適用されます。

【授業料後払い制度同意条項】

以下において、「機構」とは独立行政法人日本学生支援機構、「本人」とは、奨学生本人とします。
 本人は、授業料後払い制度による第一種奨学金の貸与を受けるにあたり、以下の事項に同意します。

- 授業料後払い制度での借入金額には、授業料に充てることを目的として貸与する「授業料支援金」に充てることを目的として貸与する「生活費奨学金」とが含まれており、本人は、これら返還する義務を負います。
- 授業料後払い制度における保証制度は機関保証に限るものとします。「授業料支援金」は、授業料相当額の支援対象授業料に保証料相当額を加えた額になります。「授業料支援金」と「生活費奨学金」は、それぞれ保証料を差し引いたうえで本人の指定する口座に振り込まれます。本人は、保証料を含む借入金額全額を返還する義務を負います。
- 本人は、「授業料支援金」のうち、支援対象授業料の振込先を、本人の在籍する学校が指定する口座（学校指定口座）に指定するものとします。ただし、本人が在籍する学校の状況により、機構が学校指定口座に振り込むことができないときは、機構は、支援対象授業料を本人名義の指定口座（「生活費奨学金」と同じ口座）に振り込むこととし、学校指定口座への振込が可能となった時点で、学校指定口座に振り込むこととします。なお、授業料後払い制度により学校指定口座に支援対象授業料が振り込まれた場合、学校が支援対象授業料を本人の授業料に充当することに本人は同意し、異議を述べません。
- 支援対象授業料の振込日は学校が希望する日にに基づき機構が決定するものとし、授業料の納付期日より前に振込が行われることがあります。本人は、授業料後払い制度により「授業料支援金」を直接受領しない場合であっても、自身が直接受領した場合と同様に返還義務を負います。
- 支援対象授業料が学校指定口座に振り込まれた場合において、授業料減免などにより、振込額のうち学校が本人に課す授業料に充当できない差額が生じたときは、当該差額は学校が本人に対して交付することとします。
- 本人が退学等により奨学生の資格を失った場合であっても、本人が在籍していた年度中に生じた授業料に関する「授業料支援金」が、保証料が差し引かれたうえで学校又は本人に振り込まれることがあり、授業料後払い制度を利用していても、本人が、学校に対して授業料を納付する義務を負います。授業料が本人名義の指定口座に振り込まれたとき、又は学校の定める授業料が支援対象授業料の超えるときは、本人が授業料の納付方法、納付時期等を、学校に確認の上、自己の責任の下に納付が遅れたことによる不利益は本人が負うものとします。
- 授業料後払い制度の返還は所得連動返済方式によるものとします。授業料後払い制度における所得連動返済方式は、毎年10月に割賦額の見直しが行われ、機構が諸規程で定める要件を満たしている限り、地方税法における前年中の課税総所得金額及び本人の子の数に基づき割賦額が決定されます。ただし、返還初年度及び本人の前年中の課税総所得金額が114万円以下である場合には、割賦額は2,000円となります。

添付書類

- 「保証依頼書（兼保証委託契約書）」・「保証料支払依頼書」（コピー不可）

校番号 104900 ★
 分 00
 学部学科 2006
 学籍 No 123456
 20XX/04/XX
 000001(20XX/04)

- ①紫枠の印字内容が正しいかを確認
- ②本人以外の連絡先の本人が署名欄に署名



本人以外の連絡先の本人

添付書類欄に記載された書類を返還誓約書と併せて提出

【機関保証】保証依頼書の作成

学生本人が記入してください



【記入例】
貸与奨学生のしおりで記入方法
を確認してください

【訂正する場合】
訂正箇所をすべて二重線で消し、
訂正してください

【一種・二種の両方採用の場合】
それぞれの奨学生番号を1部ずつ
記入して提出してください

(機構・協会用)

① 保証依頼書(兼保証委託契約書)

公益財団法人
日本国際教育支援協会理事長 殿

申込日 令和 年 月 日

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の貸与を申し込むに当たり、機構に対するインターネットによる奨学金申込の入力内容又は奨学金申込書の記載内容並びに保証書の記載内容により申込みをする奨学金の貸与（返還）について保証することを前面記載の保証委託契約に同意し、以下の【保証事項】を承諾しうて、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に委託します。

また、本保証書の記載事項が催告の内容によるものであった場合、機関保証への加入が無効となっても異議はありません。

【保証事項】

- ・奨学金は、私本人が自分の意思と責任により申込みを行い、毎月の貸与額は、真に必要な額を選択している。
- ・奨学金は責任を持って返還する必要がある（保証料を支払うことで返還が免除されることはない）。
- ・奨学金の返還が滞りな場合、催告制度（強制返還、滞り罰制度等）がある。
- ・奨学金の返還を一定期間滞った場合、私の代わりに協会が機構に対し返済するが（これを代位返済という。）、その後は協会に対しその分を返済しなければならない。
- ・代位返済が行われるとその情報が個人信用情報機関に登録され、延滞情報が登録された時と比べクレジットカードや住宅ローン等の利用に、より厳しい契約を受けることがある。

本 人 （自 書）	学 校 名	学部・課程・学科	学科専攻・研究科	奨学生番号		
	学校の種別	大学(学部)・大学院	短大(大学)	高等専門学校	専修学校(専門課程)	学類番号
	フリガナ				生年 月 日	
	氏 名				年 月 日	
現 住 所	〒 電話(自宅・携帯) ()					

② 保証料支払依頼書

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿
公益財団法人 日本国際教育支援協会理事長 殿

返還日 令和 年 月 日

上記保証依頼書による保証委託契約に基づいて、私が公益財団法人日本国際教育支援協会から独立行政法人日本学生支援機構からかき差し引いて支払うこととしてください。

本人 （自 書）	氏 名 （必ず記入） 保証人は必ず
----------------	-------------------------

(注) この保証依頼書及び保証料支払依頼書については、返還誓約書と同様に学校に提出してください。

本書にご記入いただいた情報及びあなた自身の奨学金に関する情報は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）が行う保証業務及び独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行う奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が協会に提供されます。

(学校使用欄)

(機構・協会用) (2024.04)

返還誓約書に印字された日付

訂正時のルール（その1）

修正がある場合、修正テープ・修正液は使用禁止！！「なぞり書き」禁止！！

◎訂正箇所を含めて該当箇所すべてを二重線で消す

OK!

連帯保証人	住所 〒 162 - 8431	電話番号 03-XXXX-0000	携帯電話番号 090-XXXX-9999	氏名 (奨学 一郎)	フリガナ ショウガク イチロウ	実印
		奨学 一郎				
	続柄 父	昭和 XX 年 1 月 1 日生				
	勤務先 (株) 奨学機構	電話番号 03-XXXX-2222				

NG!

連帯保証人	住所 〒 162 - 8431	電話番号 03-XXXX-0000	携帯電話番号 090-XXXX-9999	氏名 (奨学 一郎)	フリガナ ショウガク イチロウ	実印
	東京都新宿区市	一部しか二重線を引いていないので不備				
	続柄 父	昭和 XX 年 1 月 1 日生				
	勤務先 (株) 奨学機構	電話番号 03-XXXX-2222				

◎人的保証の場合は、二重線の上に重なるように印鑑登録証明書と同じ印鑑を押印する

OK!

連帯保証人	住所 〒 162 - 8431	電話番号 03-XXXX-0000	携帯電話番号 090-XXXX-9999	氏名 (奨学 一郎)	フリガナ ショウガク イチロウ	実印
		奨学				
	続柄 父	昭和 XX 年 1 月 1 日生				
	勤務先 (株) 奨学機構	電話番号 03-XXXX-2222				

二重線と重なっていれば印鑑は1つでもOK

NG!

連帯保証人	住所 〒 162 - 8431	電話番号 03-XXXX-0000	携帯電話番号 090-XXXX-9999	氏名 (奨学 一郎)	フリガナ ショウガク イチロウ	実印
		二重線と印鑑が重なっていないので不備				
	続柄 父	昭和 XX 年 1 月 1 日生				
	勤務先 (株) 奨学機構	電話番号 03-XXXX-2222				

二重線と重なっているが印鑑同士も重なっているので不備

訂正時のルール（その2）

◎正しい内容を省略せずに記入する

連帯保証人・保証人は「印鑑登録証明書」と同じ住所を都道府県等を省略せずに記載すること

◎返還誓約書記載事項訂正届を記入し、返還誓約書と併せて提出

返還誓約書記載事項訂正届は、訂正不可書き間違えた場合は、新しい用紙に記入すること

返還誓約書記載事項訂正届の作成

返還誓約書に印字された日付

本人に訂正がない場合であっても、**赤枠**は、記入必須

[様式25-1] (表面) ※記入方法は裏面参照 **返還誓約書記載事項訂正届(成年者用)** ※未成年者は様式25-2を使用してください。 610～、810～

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿 「返還誓約書」を提出するにあたり、「返還誓約書」上で訂正(変更)又は新規に追加した内容を届け出ます。

この用紙の提出用紙のみでは訂正(変更)・新規追加はできません。カタカナ表記で記入してください。	返還誓約書に印字された日付 令和 年 月 日	学籍番号										学籍番号
		住所 下記 ※①参照										電話番号
		フリガナ										携帯番号
		氏名										電話番号
訂正(変更)・新規追加がある場合は該当に○印を付けて下さい。										郵便番号・住所・電話番号・携帯番号		電話番号
(右注参照) 奨学生本人 (記入必須)	返還誓約書に印字された日付 令和 年 月 日	学籍番号										学籍番号
		住所 下記 ※①参照										電話番号
		フリガナ										携帯番号
		氏名										電話番号
訂正(変更)・新規追加がある場合は該当に○印を付けて下さい。										郵便番号・住所・電話番号・携帯番号		電話番号
(人的保証) 連帯保証人 (人的保証)	返還誓約書に印字された日付 令和 年 月 日	学籍番号										学籍番号
		住所 下記 ※①参照										電話番号
		フリガナ										携帯番号
		氏名										電話番号
訂正(変更)事由										郵便番号・住所・電話番号・携帯番号		電話番号
(人的保証) 保証人 (人的保証)	返還誓約書に印字された日付 令和 年 月 日	学籍番号										学籍番号
		住所 下記 ※①参照										電話番号
		フリガナ										携帯番号
		氏名										電話番号
訂正(変更)事由										郵便番号・住所・電話番号・携帯番号		電話番号
(機関保証) 連絡先 (機関保証)	返還誓約書に印字された日付 令和 年 月 日	学籍番号										学籍番号
		住所 下記 ※①参照										電話番号
		フリガナ										携帯番号
		氏名										電話番号
訂正(変更)事由										郵便番号・住所・電話番号・携帯番号		電話番号

※①2020年度以降採用者は現住所(2019年度以前採用者は住民票に記載の住所)です。ただし、マイナンバー未提出者は住民票に記載の住所です。
 ※この届出用紙は編入学の2における返還誓約書記載事項訂正届を兼ねます。
 ※この届出用紙の写し(コピー)はご自身でご用意ください。学校へ提出後、日本学生支援機構からはこの届出用紙の写しを発行しません。
 ※記入いただいた情報及びあなたの留学先に関する情報は、機構が留学先支援業務、奨学金貸付業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等貸付業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、当該情報(留学先の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証情報に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から留学先の返還業務の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

返還誓約書の記載事項を変更した人物の欄のみを訂正してください

書き間違えたときは、新しい用紙に書き直しが必要となる